

# 災害時における応急対策業務に関する協定書

静岡県御前崎港管理事務所（以下「甲」という。）と一般社団法人袋井建設業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲の所管する港湾、海岸、道路等の施設（以下「公共土木施設」という。）に被害が発生した場合又はその恐れがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共土木施設の被害状況を把握するとともに、工事請負契約に先立つ出動要請による災害応急復旧工事（以下「応急復旧工事」という。）により、公共土木施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

## （対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合又は地震、津波、風水害その他の異常な自然現象又は予期できない事故によるもので、甲が公共土木施設の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

## （災害応急対策協力者）

第3条 乙は、本協定に賛同できる協会員の中から災害応急対策協力者（以下「協力者」という。）を名簿（協定様式第1号）にとりまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者毎の災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量を「資機材・編成人員報告書」（協定様式第2号-1及び第2号-2）にとりまとめ、前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

## （災害応急対策区域・被災情報収集区域）

第4条 甲は、地域の実情を考慮し、必要と認める場合は、管内を災害応急対策区域とそれをさらに細分した被災情報収集区域に分割するものとする。

- 2 災害応急対策区域は、応急復旧工事を施工する区域とし、甲は予め協力者の中から複数の災害応急対策区域担当者を定めるものとする。
- 3 被災情報収集区域は、被災情報収集区域担当者が公共土木施設の被害状況を調査する地域とし、甲は予め災害応急対策区域担当者の中から被災情報収集区域担当者を定め、個々の公共土木施設或いは区域を特定し被災情報収集の責任を明確にしておくものとする。

(被害状況の報告)

第5条 被災情報収集区域担当者は、災害の発生後速やかに甲の所管する公共土木施設の被害状況を調査し、公共土木施設被害報告書（協定様式第3号-2）により、甲に報告するものとする。

- 2 甲及び乙は、事前に両者の情報連絡網を定め、関係者に周知するものとする。

(工事施工者)

第6条 被災後、甲は応急復旧工事が必要な箇所について、災害応急対策区域毎に区域担当者の中から、災害応急復旧工事施工者（以下「施工者」という。）を決定する。ただし甲が必要と認める場合は、区域担当者以外から施工者を決定することができる。

(出動要請)

第7条 甲は施工者に対し出動要請書（協定様式第4号）により出動を要請することができる。

- 2 前項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするがこの場合も遅滞なく出動要請書を交すものとする。出動要請書は甲及び施工者各々が1通を保管するものとする。

(工事の実施)

第8条 施工者は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに応急復旧工事に着手するものとする。

- 2 前項の応急復旧工事の限度は、公共土木施設の機能確保に係る必要最小限度の工事とする。
- 3 施工者は、応急復旧工事の施工に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。
- 4 施工者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料

を整備するとともに、適宜応急復旧工事の進捗状況及び完成を災害応急対策工事進捗・完了・報告書（協定様式第5号）により、甲に報告するものとする。

（請負契約の締結）

第9条 甲は、施工者からの前条第4項の資料をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。

（乙から甲への報告）

第10条 乙は、第3条の規定による協力者の名簿及び「資機材・編成人員報告書」について、甲が特に報告を求めたとき及び毎年9月1日までに甲に報告することとする。

（災害補償）

第11条 施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続をとるものとする。

2 この協定に基づく要請を受けて、業務に従事した者が当該業務のために損害を被った場合には、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例又は静岡県地震対策推進条例の適用を受けるものとする。

3 地震発生後にこの協定に基づく要請を受けて、業務に従事した者が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合の損害賠償については、静岡県地震対策推進条例の適用を受けるものとする。

（防災訓練への参加）

第12条 乙は、甲が実施する防災訓練等へ、積極的に参加するよう努めなければならない。

（運用細目）

第13条 この協定の細目については、別に定める。

（協定の効力）

第14条 この協定の期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙相互に協定の継続の意思を確認し、文書による異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとする。その後において期間満了したときも、同様とする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(附則)

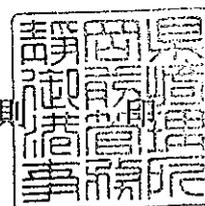
- 1 本協定は締結の日から適用する。
- 2 平成21年4月1日に締結された「災害時における応急対策業務に関する協定書」は本協定書をもって廃止する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年3月31日

(甲) 静岡県御前崎港管理事務所長

鈴木 雅則



(乙) 一般社団法人袋井建設業協会長

鈴木 和男



## 「災害時における応急対策業務に関する協定」運用細目

### (趣旨)

第1条 「災害時における応急対策業務に関する協定」により静岡県御前崎港管理事務所（以下「甲」という。）と一般社団法人袋井建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時の応急対策業務の実施に関し必要な事項を定める。

### (災害応急対策区域・被災情報収集区域)

第2条 協定第4条の災害応急対策区域及び被災情報収集区域は、協定様式第1号の災害応急対策協力者名簿に定めた区分による区域とする。

### (被災情報収集出動基準)

第3条 甲が被災情報収集調査を出動要請できる基準は以下の場合とする。

- (1) 管内で震度5以上の地震が発生した場合
- (2) 津波、風水害その他の異常な自然現象又は予期できない事故が発生した場合
- (3) 大雨洪水等警報が発表された場合
- (4) 上記以外で甲が必要と認めた場合

2 管内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、災害応急対策協力者（以下「協力者」という。）は甲に連絡し、被災状況の調査実施について指示を受けるものとする。協力者が甲と連絡が付かない場合には、道路啓開のための計画で定めた調査箇所について、協力者は十分に安全を確保した上で、自発的に被害状況を調査し、調査結果を甲に報告するものとする。

3 協力者は前項に定める事象以外であっても、相当な被害が発生又は予想される場合等には、甲からの要請がなくても自発的に出動し被害状況を調査し、調査結果を適宜、甲に報告するものとする。

### (被害状況の調査・報告)

第4条 被災情報収集区域担当者は被害状況調査結果を区域の主担当者へ報告する。ただし、前条第2項の場合を除く。

2 主担当者は被害情報を収集整理し、御前崎港管理事務所の区域を管轄する整備課長に情報連絡網等により速やかに報告するとともに協定様式第3-2号により「公共土木施設被害報告書」を作成し、早急に甲に提出するものとする。

3 主担当者は、同時に乙（災害対策本部）へも報告すること。

### (被災現場での対応)

第5条 被災情報収集区域担当者は、被害の状況により、港湾・海岸・道路等において、緊急に危険防止や事故防止の必要がある場合は、通行規制等の応急処置を行うとともに、被害の拡大が予想される場合は、通行車両及び地域住民への周知等の応

急処置を行い、直ちに甲に通報する。

- 2 現地において、すでに危険を防止するための通行規制等の処置が実施されている場合には、周囲の状況と安全を確認のうえ調査を実施すること。

(応急復旧工事出動要請)

第6条 甲は、応急復旧工事が必要と認めた場合は、応急復旧工事施工者（以下「施工者」という。）を決定し、施工者に対し協定様式第4号による出動要請書を交わし、工事内容及び範囲等を明確に指示することとする。

- 2 甲は、被災規模に応じて必要と認めるときは、協定様式第1号で定めた災害応急対策協力業者名簿以外の者に対し出動要請することができる。

(工事の実施)

第7条 施工者は、工事内容が判定できるための写真、測量図、資材、品質管理等の各種資料を整備し工事実施報告書と共に提出しなければならない。

(提出資料)

- (1) 工事実施報告書 … 協定様式第5号
- (2) 写 真 … 工事着手前、工事実施中、完成写真のほか、延長、地形形状（横断面地形）、出来形数量、使用数量等が確認判定できるもの
- (3) 測 量 図 … 平面図、縦断図、横断図、展開図及び数量表等、工事量が判定できるもの
- (4) 資 材 … 材料検収簿等により使用数量を明示しておく
- (5) 品 質 管 理 … 品質管理基準による









# 出 動 要 請 書 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号

要請年月日時 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時

(要請者)

静岡県 \_\_\_\_\_ 事務所長・局長 \_\_\_\_\_ 印

「災害時における応急対策業務に関する協定」第7条 に基づき  
出動を要請する。

(災害応急対策工事施工者)

建設業者名 \_\_\_\_\_ 様

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

要請の理由	
施設名	
場 所	
災害応急対策工事の内容	
摘 要 (見取図等)	
担当課・支所／担当者名	／

## 出 動 応 諾 書

応諾年月日時 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時

上記出動要請を応諾する。

(災害応急対策工事施工者)

建設業者名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 災害応急対策工事 進捗 ・ 完了 報告書

報告年月日時 令和 年 月 日 時

(報告者・災害応急対策工事施工者)

建設業者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

出勤要請書 第 \_\_\_\_\_ 号 に基づく 災害応急対策工事の  
進捗 ・ 完了 を報告する。

(報告先)

事務所名 \_\_\_\_\_

課・支所名 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_

施 設 名							
場 所							
着 手 日 時	月 / 日						時
出勤要請書で 指示された 災害応急対策 工事の内容							
実 施 内 容							
完了(予定)日	月 / 日						時
概略工程表 バーチャート (実績および 今後の予定)	工種	月 日					
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	全体の進捗率%						
問 題 点 ・ 連 絡 事 項 等							